

＜修正案＞
帯広市地域防災計画
（地震災害編）
新旧対照表

令和 5 年（2023 年） 2 月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	目 次 (略)	目 次 (略)	
目次	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
1	第1節 市民の心構え…………… <u>17</u>	第1節 市民の心構え…………… <u>19</u>	頁番号の修正
	1 家庭における措置 …………… <u>17</u>	1 家庭における措置 …………… <u>19</u>	
	2 職場における措置 …………… <u>17</u>	2 職場における措置 …………… <u>19</u>	
	3 駅やデパート等集客施設でとるべき措置 …………… <u>18</u>	3 駅やデパート等集客施設でとるべき措置 …………… <u>20</u>	
	4 街など屋外でとるべき措置 …………… <u>18</u>	4 街など屋外でとるべき措置 …………… <u>20</u>	
	5 運転者にとるべき措置 …………… <u>18</u>	5 運転者にとるべき措置 …………… <u>20</u>	
	6 津波に対する心得 …………… <u>18</u>	6 津波に対する心得 …………… <u>20</u>	
	第2節 地震に強いまちづくり推進計画 …………… <u>19</u>	第2節 地震に強いまちづくり推進計画 …………… <u>21</u>	
	1 建築物の安全化 …………… <u>19</u>	1 建築物の安全化 …………… <u>21</u>	
	2 都市施設等の整備計画 …………… <u>19</u>	2 都市施設等の整備計画 …………… <u>21</u>	
	3 ライフライン施設等の機能の確保 …………… <u>19</u>	3 ライフライン施設等の機能の確保 …………… <u>21</u>	
	4 復旧対策基地の整備 …………… <u>20</u>	4 復旧対策基地の整備 …………… <u>22</u>	
	5 災害応急対策等への備え …………… <u>20</u>	5 災害応急対策等への備え …………… <u>22</u>	
	6 耐震改修促進計画の推進 …………… <u>20</u>	6 耐震改修促進計画の推進 …………… <u>22</u>	
	第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画 …………… <u>21</u>	第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画 …………… <u>23</u>	
	1 防災知識の普及・啓発 …………… <u>21</u>	1 防災知識の普及・啓発 …………… <u>23</u>	
	2 学校等教育関係機関における防災思想の普及 …………… <u>21</u>	2 学校等教育関係機関における防災思想の普及 …………… <u>23</u>	
	3 普及・啓発の時期 …………… <u>22</u>	3 普及・啓発の時期 …………… <u>24</u>	
	第4節 防災訓練計画 …………… <u>23</u>	第4節 防災訓練計画 …………… <u>25</u>	
	1 訓練実施機関 …………… <u>23</u>	1 訓練実施機関 …………… <u>25</u>	
	2 訓練の種別 …………… <u>23</u>	2 訓練の種別 …………… <u>25</u>	
	3 市及び防災会議が実施する訓練 …………… <u>23</u>	3 市及び防災会議が実施する訓練 …………… <u>25</u>	
	民間団体等との連携 …………… <u>24</u>	4 民間団体等との連携 …………… <u>26</u>	
	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 …………… <u>25</u>	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 …………… <u>27</u>	
目次	1 食料等の確保 …………… <u>25</u>	1 食料等の確保 …………… <u>27</u>	
2	2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 …………… <u>25</u>	2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 …………… <u>27</u>	
	3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 …………… <u>26</u>	3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 …………… <u>28</u>	
	第6節 相互応援体制整備計画 …………… <u>27</u>	第6節 相互応援体制整備計画 …………… <u>30</u>	
	1 基本的な考え方 …………… <u>27</u>	1 基本的な考え方 …………… <u>30</u>	
	2 相互応援体制の整備 …………… <u>27</u>	2 相互応援体制の整備 …………… <u>30</u>	
	第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 …………… <u>29</u>	第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 …………… <u>32</u>	
	1 地域住民による自主防災組織 …………… <u>29</u>	1 地域住民による自主防災組織 …………… <u>32</u>	
	2 事業所等の防災組織 …………… <u>29</u>	2 事業所等の防災組織 …………… <u>32</u>	
	3 自主防災組織の編成 …………… <u>29</u>	3 自主防災組織の編成 …………… <u>32</u>	
	4 組織の活動 …………… <u>29</u>	4 組織の活動 …………… <u>32</u>	
	5 防災資機材等の整備 …………… <u>31</u>	5 防災資機材等の整備 …………… <u>34</u>	
	6 自主防災組織の育成支援 …………… <u>31</u>	6 自主防災組織の育成支援 …………… <u>34</u>	
	第8節 避難体制整備計画 …………… <u>33</u>	第8節 避難体制整備計画 …………… <u>36</u>	
	1 避難誘導体制の構築 …………… <u>33</u>	1 避難誘導体制の構築 …………… <u>36</u>	
	2 避難場所・避難所等の確保 …………… <u>33</u>	2 避難場所・避難所等の確保 …………… <u>36</u>	
	3 避難場所・避難所等の住民への周知 …………… <u>35</u>	3 避難場所・避難所等の住民への周知 …………… <u>38</u>	
	4 避難計画 …………… <u>35</u>	4 避難計画 …………… <u>38</u>	
	5 被災者の把握 …………… <u>36</u>	5 被災者の把握 …………… <u>39</u>	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	6 防災上重要な施設の管理等 <u>3.6</u>	6 防災上重要な施設の管理等 <u>3.9</u>	頁番号の修正等
	7 施設の整備計画 <u>3.7</u>	7 施設の整備計画 <u>4.0</u>	
	第9節 災害時要援護者対策計画 <u>3.8</u>	第9節 災害時要援護者対策計画 <u>4.1</u>	
	1 安全対策 <u>3.8</u>	1 安全対策 <u>4.1</u>	
	2 援助活動 <u>4.0</u>	2 援助活動 <u>4.3</u>	
	3 外国人への支援対策 <u>4.0</u>	3 外国人への支援対策 <u>4.3</u>	
	第10節 火災予防計画 <u>4.1</u>	第10節 火災予防計画 <u>4.5</u>	
	1 地震による火災の防止 <u>4.1</u>	1 地震による火災の防止 <u>4.5</u>	
	2 火災予防の徹底 <u>4.1</u>	2 火災予防の徹底 <u>4.5</u>	
	3 予防査察の強化 <u>4.1</u>	3 予防査察の強化 <u>4.5</u>	
	4 防火思想の普及 <u>4.1</u>	4 防火思想の普及 <u>4.5</u>	
	第11節 危険物等災害予防計画 <u>4.3</u>	第11節 危険物等災害予防計画 <u>4.7</u>	
	1 危険物保安対策 <u>4.3</u>	1 危険物保安対策 <u>4.7</u>	
	2 火薬類保安対策 <u>4.3</u>	2 火薬類保安対策 <u>4.7</u>	
	3 高圧ガス保安対策 <u>4.3</u>	3 高圧ガス保安対策 <u>4.7</u>	
	4 毒物・劇物災害対策 <u>4.3</u>	4 毒物・劇物災害対策 <u>4.7</u>	
	5 放射性物質災害対策 <u>4.3</u>	5 放射性物質災害対策 <u>4.7</u>	
	第12節 建築物等災害予防計画 <u>4.5</u>	第12節 建築物等災害予防計画 <u>4.9</u>	
	1 建築物の防災対策 <u>4.5</u>	1 建築物の防災対策 <u>4.9</u>	
	2 がけ地に近接する建築物の防災対策 <u>4.5</u>	2 がけ地に近接する建築物の防災対策 <u>4.9</u>	
	第13節 土砂災害予防計画 <u>4.7</u>	第13節 土砂災害予防計画 <u>5.0</u>	
	1 <u>予防対策</u> <u>4.7</u>	1 <u>現況</u> <u>5.0</u>	
	2 <u>予防対策</u> <u>5.0</u>	
	3 <u>土砂災害警戒情報の伝達等</u> <u>5.0</u>	
	4 <u>土砂災害警戒情報の伝達系統</u> <u>5.1</u>	
目次	第14節 液状化災害予防計画 <u>4.9</u>	第14節 液状化災害予防計画 <u>5.2</u>	
3	1 現況 <u>4.9</u>	1 現況 <u>5.2</u>	
	2 液状化対策 <u>4.9</u>	2 液状化対策 <u>5.2</u>	
	3 液状化対策の普及・啓発 <u>4.9</u>	3 液状化対策の普及・啓発 <u>5.2</u>	
	第15節 積雪・寒冷対策計画 <u>5.1</u>	第15節 積雪・寒冷対策計画 <u>5.4</u>	
	1 積雪対策の推進 <u>5.1</u>	1 積雪対策の推進 <u>5.4</u>	
	2 交通の確保 <u>5.1</u>	2 交通の確保 <u>5.4</u>	
	3 雪に強いまちづくりの推進 <u>5.1</u>	3 雪に強いまちづくりの推進 <u>5.4</u>	
	4 寒冷対策の推進 <u>5.1</u>	4 寒冷対策の推進 <u>5.4</u>	
	第16節 業務継続計画の策定 <u>5.3</u>	第16節 業務継続計画の策定 <u>5.6</u>	
	1 市の業務継続計画の策定 <u>5.3</u>	1 市の業務継続計画の策定 <u>5.6</u>	
	2 事業所の業務継続計画の策定 <u>5.3</u>	2 事業所の業務継続計画の策定 <u>5.6</u>	
	第3章 地震応急対策計画	第3章 地震応急対策計画	
	第1節 応急活動体制 <u>5.5</u>	第1節 応急活動体制 <u>5.8</u>	
	1 非常配備態勢の種類と基準 <u>5.5</u>	1 非常配備態勢の種類と基準 <u>5.8</u>	
	2 臨時非常配備態勢 <u>5.7</u>	2 臨時非常配備態勢 <u>5.8</u>	
	3 帯広市災害対策本部 <u>5.9</u>	3 帯広市災害対策本部 <u>6.2</u>	
	第2節 災害情報等の収集・伝達計画 <u>7.3</u>	第2節 災害情報等の収集・伝達計画 <u>7.6</u>	
	1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 <u>7.3</u>	1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 <u>7.6</u>	
	2 災害情報等の内容及び通報の時期 <u>7.3</u>	2 災害情報等の内容及び通報の時期 <u>7.6</u>	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
目次 4	3 通報手段の確保 74	3 通報手段の確保 77	頁番号の修正
	4 通信施設の整備の強化 76	4 通信施設の整備の強化 79	
	5 被害状況報告 76	5 被害状況報告 79	
	第3節 災害広報・情報提供計画 87	第3節 災害広報・情報提供計画 90	
	1 広報内容 87	1 広報内容 90	
	2 広報手段 87	2 広報手段 90	
	3 広聴活動 88	3 広聴活動 91	
	4 安否情報の提供 88	4 安否情報の提供 91	
	第4節 避難対策計画 89	第4節 避難対策計画 93	
	1 避難実施責任者及び措置内容 89	1 避難実施責任者及び措置内容 93	
	2 避難措置における連絡及び協力等 90	2 避難措置における連絡及び協力等 94	
	3 避難指示等の周知 90	3 避難指示等の周知 94	
	4 避難方法 91	4 避難方法 95	
	5 避難路及び避難場所等の安全確保 91	5 避難路及び避難場所等の安全確保 95	
	6 被災者の生活環境の整備 91	6 被災者の生活環境の整備 95	
	7 避難所の開設 92	7 避難所の開設 96	
	8 避難所の運営管理等 92	8 避難所の運営管理等 96	
	9 帳簿類の整備 94	9 帳簿類の整備 98	
	10 道(十勝総合振興局)に対する報告 94	10 道(十勝総合振興局)に対する報告 99	
	11 機関への連絡 94	11 機関への連絡 99	
	12 広域一時滞在 94	12 広域一時滞在 100	
	第5節 救助救出計画 95	第5節 救助救出計画 102	
	1 実施責任 95	1 実施責任 102	
	2 救助救出を必要とする場合 95	2 救助救出を必要とする場合 102	
	3 救助救出活動 95	3 救助救出活動 102	
	第6節 地震火災等対策計画 97	第6節 地震火災等対策計画 104	
	1 消防組織計画 97	1 消防組織計画 104	
	2 消防力整備計画 99	2 消防力整備計画 106	
	3 消防活動体制 99	3 消防活動体制 106	
	4 消火任務 99	4 消火任務 106	
	5 震災予防対策 99	5 震災予防対策 106	
	6 震災警防対策 102	6 震災警防対策 109	
	7 消防応援出動 102	7 消防応援出動 109	
	第7節 災害警備計画 103	第7節 災害警備計画 110	
	1 警察活動の任務 103	1 警察活動の任務 110	
	2 災害警備本部の設置 103	2 災害警備本部の設置 110	
	3 災害時の警察活動 103	3 災害時の警察活動 110	
	第8節 交通応急対策計画 105	第8節 交通応急対策計画 112	
	1 交通応急対策の実施 105	1 交通応急対策の実施 112	
	2 道路の交通規制 106	2 道路の交通規制 113	
	3 緊急輸送のための交通規制 107	3 緊急輸送のための交通規制 113	
	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 108	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 115	
	第9節 輸送計画 109	第9節 輸送計画 119	
	1 実施責任者 109	1 実施責任者 119	
	2 輸送の方法 109	2 輸送の方法 119	
3 輸送の範囲 110	3 輸送の範囲 120		

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
目次 5	4 費用の限度及び期間 110	4 費用の限度及び期間 120	頁番号の修正
	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 110	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 120	
	6 輸送状況の記録簿 112	6 輸送状況の記録簿 122	
	7 緊急輸送要請体制 113	7 緊急輸送要請体制 123	
	第10節 消防防災ヘリコプター活用計画 115	第10節 消防防災ヘリコプター活用計画 125	
	1 運航体制 115	1 運航体制 125	
	2 緊急運航の要請 115	2 緊急運航の要請 125	
	3 要請方法 115	3 要請方法 125	
	4 要請先 115	4 要請先 125	
	5 報告 115	5 報告 125	
	6 消防防災ヘリコプターの活動内容 115	6 消防防災ヘリコプターの活動内容 125	
	7 救急患者の緊急搬送手続等 116	7 救急患者の緊急搬送手続等 126	
	8 ヘリコプターの離着陸可能地 116	8 ヘリコプターの離着陸可能地 126	
	9 消防防災ヘリコプター運航系統図 116	9 消防防災ヘリコプター運航系統図 126	
	第11節 食料供給計画 123	第11節 食料供給計画 133	
	1 実施責任 123	1 実施責任 133	
	2 食料の供給 123	2 食料の供給 133	
	3 食料輸送計画 123	3 食料輸送計画 133	
	4 応急供給の対象者 123	4 応急供給の対象者 133	
	5 食料の備蓄及び調達 123	5 食料の備蓄及び調達 133	
	6 米飯の炊き出し 123	6 米飯の炊き出し 133	
	7 給食の実施 124	7 給食の実施 134	
	8 費用の限度及び期間 124	8 費用の限度及び期間 134	
	9 炊き出し給与状況の記録 124	9 炊き出し給与状況の記録 134	
	第12節 衣料・生活必需品物資供給計画 125	第12節 衣料・生活必需品物資供給計画 135	
	1 実施責任者 125	1 実施責任者 135	
	2 物資供給の対象者 125	2 物資供給の対象者 135	
	3 調達の方法 125	3 調達の方法 135	
	4 給与又は貸与の方法 126	4 給与又は貸与の方法 136	
	5 義援金品の取扱い 126	5 義援金品の取扱い 136	
	6 費用の限度及び給（貸）与期間 126	6 費用の限度及び給（貸）与期間 136	
	7 物資の給与状況の記録 126	7 物資の給与状況の記録 136	
	第13節 給水計画 127	第13節 給水計画 137	
	1 実施責任 127	1 実施責任 137	
	2 給水対象者 127	2 給水対象者 137	
	3 応急給水に伴う用語の定義 127	3 応急給水に伴う用語の定義 137	
	4 目標応急給水量（1人1日給水量） 128	4 目標応急給水量（1人1日給水量） 138	
	5 応急給水活動 128	5 応急給水活動 138	
	6 運搬給水計画 130	6 運搬給水計画 140	
	7 応援の要請 130	7 応援の要請 140	
第14節 上下水道施設対策計画 131	第14節 上下水道施設対策計画 141		
1 実施責任者 131	1 実施責任者 141		
2 非常態勢 131	2 非常態勢 141		
3 上水道施設 131	3 上水道施設 141		
4 下水道施設 134	4 下水道施設 134		

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
目次 6	第15節 石油類燃料供給計画 137	第15節 石油類燃料供給計画 147	頁番号の修正
	1 実施責任者 137	1 実施責任者 147	
	2 石油類燃料の確保 137	2 石油類燃料の確保 147	
	第16節 電力施設災害応急計画 139	第16節 電力施設災害応急計画 149	
	1 電気施設 139	1 電気施設 149	
	第17節 ガス施設災害応急対策計画 141	第17節 ガス施設災害応急対策計画 151	
	1 非常体制 141	1 非常体制 151	
	2 供給停止等の措置 141	2 供給停止等の措置 151	
	3 復旧対策 141	3 復旧対策 152	
	4 広報活動 142	4 広報活動 152	
	第18節 通信施設災害応急対策計画 143	第18節 通信施設災害応急対策計画 153	
	1 非常体制 143	1 非常体制 153	
	2 防止対策及び応急措置 143	2 防止対策及び応急措置 153	
	3 広報活動 143	3 広報活動 153	
	第19節 鉄道施設災害応急対策計画 145	第19節 鉄道施設災害応急対策計画 155	
	1 災害時の活動体制 145	1 災害時の活動体制 155	
	2 自衛消防団 145	2 自衛消防団 155	
	3 避難誘導等 145	3 避難誘導等 155	
	4 初期活動 145	4 初期活動 155	
	5 応急処置体制 145	5 応急処置体制 155	
	6 非常招集 146	6 非常招集 156	
	7 通信連絡 146	7 通信連絡 156	
	第20節 医療救護計画 147	第20節 医療救護計画 157	
	1 実施責任者 147	1 実施責任者 157	
	2 医療救護対策 147	2 医療救護対策 157	
	3 救護班の活動状況等の記録 147	3 救護班の活動状況等の記録 157	
	4 患者の移送 148	4 患者の移送 158	
	5 医療機関等の状況 148	5 医療機関等の状況 158	
	6 医師会等に対する出動要請 148	6 医師会等に対する出動要請 158	
	7 医療薬品等の確保 148	7 医療薬品等の確保 158	
	第21節 防疫計画 149	第21節 防疫計画 159	
	1 実施責任 149	1 実施責任 159	
	2 防疫班の編成 149	2 防疫班の編成 159	
	3 防疫の種類と方法 149	3 防疫の種類と方法 159	
	4 感染症患者等の発生時における対応 150	4 感染症患者等の発生時における対応 160	
	5 防疫用資器材の調達 150	5 防疫用資器材の調達 160	
	6 家畜及び畜舎の防疫 150	6 家畜及び畜舎の防疫 160	
	第22節 廃棄物処理等計画 151	第22節 廃棄物処理等計画 161	
	1 実施責任者 151	1 実施責任者 161	
	2 清掃班の編成 151	2 清掃班の編成 161	
	3 応急措置 151	3 応急措置 161	
	4 ごみの収集処理の方法 151	4 ごみの収集処理の方法 161	
	5 し尿の収集処理の方法 151	5 し尿の収集処理の方法 161	
	6 死亡獣畜の処理方法 152	6 死亡獣畜の処理方法 162	
	7 清掃等施設状況 152	7 清掃等施設状況 162	
	8 清掃車両保有状況 152	8 清掃車両保有状況 162	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
目次 7	第23節 文教対策計画 153	第23節 文教対策計画 163	頁番号の修正
	1 実施責任者 153	1 実施責任者 163	
	2 応急教育対策 153	2 応急教育対策 163	
	3 文化財等保全対策 154	3 文化財等保全対策 164	
	4 費用の限度及び期間 155	4 費用の限度及び期間 165	
	5 学用品の給与状況記録 155	5 学用品の給与状況記録 165	
	第24節 住宅対策計画 157	第24節 住宅対策計画 167	
	1 実施責任 157	1 実施責任 167	
	2 実施の方法 157	2 実施の方法 167	
	3 平常時の規制の適用除外措置 158	3 平常時の規制の適用除外措置 168	
	4 施工及び資材の調達 158	4 施工及び資材の調達 168	
	5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 158	5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 168	
	6 公営住宅等の斡旋 158	6 公営住宅等の斡旋 168	
	7 住宅の応急復旧活動 159	7 住宅の応急復旧活動 169	
	第25節 被災建築物安全対策計画 161	第25節 被災建築物安全対策計画 171	
	1 応急危険度判定の活動体制 161	1 応急危険度判定の活動体制 171	
	2 応急危険度判定士の確保 161	2 応急危険度判定士の確保 171	
	3 応急危険度判定制度の仕組み 161	3 応急危険度判定制度の仕組み 171	
	4 応急危険度判定の基本的事項 161	4 応急危険度判定の基本的事項 171	
	5 石綿飛散防止対策 162	5 石綿飛散防止対策 172	
	第26節 被災宅地安全対策計画 163	第26節 被災宅地安全対策計画 173	
	1 危険度判定の実施の決定 163	1 危険度判定の実施の決定 173	
	2 判定対象宅地 163	2 判定対象宅地 173	
	3 判定士の業務 163	3 判定士の業務 173	
	4 危険度判定実施本部の業務 163	4 危険度判定実施本部の業務 173	
	5 事前準備 163	5 事前準備 173	
	第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 165	第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 175	
	1 実施責任者 165	1 実施責任者 175	
	2 実施方法 165	2 実施方法 175	
	火葬場の状況 166	3 火葬場の状況 176	
	費用の限度及び期間 166	4 費用の限度及び期間 176	
	5体の捜索等の記録 166	5 遺体の捜索等の記録 176	
	第28節 広域応援・受援計画 169	第28節 広域応援・受援計画 179	
	1 実施機関 169	1 実施機関 179	
	2 実施内容 169	2 実施内容 179	
	第29節 自衛隊派遣要請計画 173	第29節 自衛隊派遣要請計画 183	
	1 災害時派遣要請基準 173	1 災害時派遣要請基準 183	
	2 災害派遣要請の手続 173	2 災害派遣要請の手続 183	
	3 災害派遣部隊の受入体制 173	3 災害派遣部隊の受入体制 183	
	4 派遣部隊の撤収要請 174	4 派遣部隊の撤収要請 184	
	5 経費負担等 174	5 経費負担等 184	
	第30節 災害ボランティアとの連携計画 175	第30節 災害ボランティアとの連携計画 185	
	1 行政とボランティアの役割 175	1 行政とボランティアの役割 185	
	2 ボランティア団体等の協力 175	2 ボランティア団体等の協力 185	
	3 ボランティアの受入 175	3 ボランティアの受入 185	
	4 ボランティアの活動 175	4 ボランティアの活動 185	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
目次 8	5 ボランティア活動の環境整備 176	5 ボランティア活動の環境整備 186	頁番号の修正
	第31節 災害救助法の適用計画 177	第31節 災害救助法の適用計画 187	
	1 実施責任者 177	1 実施責任者 187	
	2 災害救助法の適用基準 177	2 災害救助法の適用基準 187	
	3 災害救助法の適用手続 177	3 災害救助法の適用手続 187	
	4 救助の実施と種類 177	4 救助の実施と種類 187	
	5 基本法と救助法の関連 179	5 基本法と救助法の関連 189	
	第32節 障害物除去計画 181	第32節 障害物除去計画 191	
	1 実施責任 181	1 実施責任 191	
	2 障害物除去の対象 181	2 障害物除去の対象 191	
	3 障害物除去の方法 181	3 障害物除去の方法 191	
	4 障害物の集積場所 181	4 障害物の集積場所 191	
	5 放置車両の除去 181	5 放置車両の除去 191	
	第33節 飼養動物対策計画 183	第33節 飼養動物対策計画 193	
	1 実施責任 183	1 実施責任 193	
	2 飼養動物の取扱い 183	2 飼養動物の取扱い 193	
	第34節 被災者援護支援 185	第34節 被災者援護支援 195	
	1 罹災証明書の交付 185	1 罹災証明書の交付 195	
	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 185	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 195	
	第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧計画	
	1 実施責任者 187	1 実施責任者 197	
	2 復旧事業計画の概要 187	2 復旧事業計画の概要 197	
	3 災害復旧予算措置 187	3 災害復旧予算措置 197	
	4 激甚災害 187	4 激甚災害 197	
	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節 総則 191	第1節 総則 201		
1 推進計画の目的 191	1 推進計画の目的 201		
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務 191	2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務 201		
第2節 帯広市における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性 192	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 202		
1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要 192	1 建築物、構造物等の耐震化 202		
2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性 192	2 避難場所の整備 202		
3 長周期地震動による被害 192	3 避難路の整備 202		
.....	4 消防用施設の整備 202		
.....	5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備 202		
.....	6 通信施設の整備 202		
第3節 災害対策本部等の設置等 193	第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 203		
1 災害対策本部等の設置 193	1 避難場所における救護 203		
2 災害対策本部等の組織及び運営 193	2 意識の普及啓発等 203		
3 災害応急対策委員の参集 193	3 消防機関等の活動 203		
.....	4 電気、ガス、通信、放送関係 203		
.....	5 交通対策 204		
.....	6 市自らが管理又は運営する施設に関する対策 204		
.....	7 迅速な救助 205		

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
目次 9	第4節 <u>地震発生時の応急対策等</u> 194	第4節 <u>関係者との連携協力の確保に関する事項</u> 208	国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの
	1 <u>地震発生時の応急対策</u> 194	1 <u>資機材、人員等の配備手配</u> 208	
	2 <u>資機材、人員等の配備手配</u> 194	2 <u>物資の備蓄・調達</u> 208	
	3 <u>他機関に対する応援要請</u> 195	第5節 <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u> 209	
	4 <u>地域防災力の向上</u> 195	1 <u>後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u> 209	
	第5節 <u>円滑な避難の確保に関する事項</u> 196	2 <u>注意を呼びかける期間</u> 209	
	1 <u>避難の確保</u> 196	3 <u>市のとるべき措置</u> 209	
	2 <u>避難場所における救護</u> 196	第6節 <u>防災訓練に関する事項</u> 210	
	3 <u>災害時要援護者の避難支援</u> 197	第7節 <u>地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u> 211	
	4 <u>避難指導等</u> 197	1 <u>市職員等に対する教育</u> 211	
	5 <u>意識の普及啓発等</u> 197	2 <u>地域住民等に対する教育・広報</u> 211	
	6 <u>消防機関等の活動</u> 197		
	7 <u>水防管理団体等の措置</u> 197		
	8 <u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</u> 198		
	9 <u>応急復旧等</u> 198		
	10 <u>交通対策</u> 199		
	11 <u>交通応急対策等</u> 199		
	12 <u>市自らが管理又は運営する施設に関する対策</u> 199		
	第6節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u> 201		
	1 <u>建築物、構造物等の耐震化</u> 201		
	2 <u>避難場所の整備</u> 201		
	3 <u>避難路の整備</u> 201		
	4 <u>消防用施設の整備</u> 201		
	5 <u>緊急輸送を確保するために必要な道路の整備</u> 201		
	6 <u>通信施設の整備</u> 201		
	第7節 <u>防災訓練計画</u> 202		
		
		
	第8節 <u>地震防災上必要な知識の普及・啓発及び広報に関する計画</u> 203		
	1 <u>市職員に対する教育</u> 203		
	2 <u>住民等に対する教育</u> 203		
	3 <u>児童、生徒等に対する教育</u> 204		
	4 <u>防災上重要な施設管理者に対する教育</u> 204		
5 <u>自動車運転者に対する教育</u> 204			
6 <u>相談窓口の設置</u> 204			
第9節 <u>地域防災力の向上に関する計画</u> 205			
1 <u>住民の防災対策</u> 205			
2 <u>自主防災組織の育成等</u> 205			
3 <u>事業所等の防災対策</u> 205			

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																
P1	<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p>	記載の追加 (道のチェックリストによる)																
P3	<p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 帯広市及びとちかち広域消防事務組合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	市長部局及び消防機関	⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 (略)	<p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 帯広市及びとちかち広域消防事務組合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>⑩避難指示及び避難者の収容に関すること。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	市長部局及び消防機関	⑩避難指示及び避難者の収容に関すること。 (略)	災害対策基本法の改正 (R3.5) に伴う記載の削除				
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
市長部局及び消防機関	⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 (略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
市長部局及び消防機関	⑩避難指示及び避難者の収容に関すること。 (略)																		
P4	<p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) 指定地方行政機関 (指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台 帯広測候所</td> <td>③ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	釧路地方気象台 帯広測候所	③ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (略)	(略)	(略)	<p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) 指定地方行政機関 (指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台 帯広測候所</td> <td>③ 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	釧路地方気象台 帯広測候所	③ 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (略)	(略)	(略)	表現の適正化のための修正(道の修正に準拠)
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
釧路地方気象台 帯広測候所	③ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (略)																		
(略)	(略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
釧路地方気象台 帯広測候所	③ 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (略)																		
(略)	(略)																		

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																								
<p>P25</p> <p>P26 -2</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</p> <p>-----</p> <p>(略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</p> <p>(略)</p> <p>(1) 企業・団体との優先供給等の締結状況</p> <table border="1" data-bbox="203 590 1032 839"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</td> <td>ネットトヨタ帯広株式会社</td> <td>令和2年4月24日</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネットトヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日	<u>(新規)</u>			<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</p> <p><u>(3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</p> <p>(略)</p> <p>(1) 企業・団体との優先供給等の締結状況</p> <table border="1" data-bbox="1075 590 1904 839"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における次世代自動車からの電力供給の供給に関する協定</td> <td>ネットトヨタ帯広株式会社</td> <td>令和4年4月24日</td> </tr> <tr> <td>災害時における応急生活物資の供給に関する協定</td> <td><u>明治安田生命相互株式会社</u></td> <td><u>令和4年10月31日</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の供給に関する協定	ネットトヨタ帯広株式会社	令和4年4月24日	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	<u>明治安田生命相互株式会社</u>	<u>令和4年10月31日</u>	<p>記載の追加 (道のチェックリストによる)</p> <p>協定の新規締結による追加</p>
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																									
(略)	(略)	(略)																									
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネットトヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日																									
<u>(新規)</u>																											
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																									
(略)	(略)	(略)																									
災害時における次世代自動車からの電力供給の供給に関する協定	ネットトヨタ帯広株式会社	令和4年4月24日																									
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	<u>明治安田生命相互株式会社</u>	<u>令和4年10月31日</u>																									
P27	<p>第6節 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>市及び防災関係機関は、地震災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用を努めるものとする。</p> <p>また、地震災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう <u>、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるものとする。</u></p>	<p>第6節 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>市及び防災関係機関は、地震災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用を努めるものとする。</p> <p>また、地震災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう <u>マニュアルを作成するなど、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるものとする。</u></p>	<p>記載の追加 (道のチェックリストによる)</p>																								

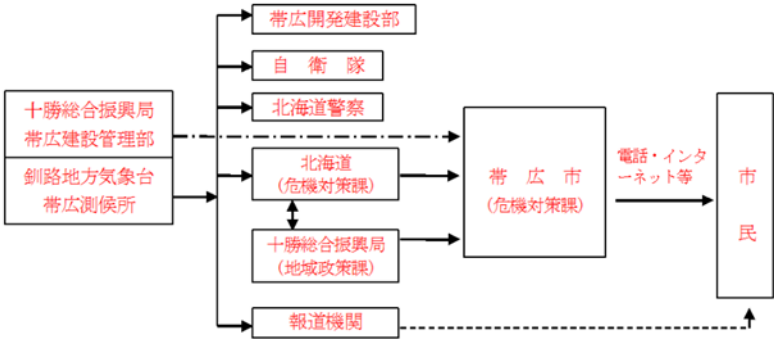
帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導体制の構築</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を定めた手順等を定める</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 福祉避難所 市は、障害者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設を福祉避難所として指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 避難計画</p> <p>市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法 イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導体制の構築</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在中に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を定めた手順等を定める <u>とともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練実施する</u>よう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 福祉避難所 市は、障害者や <u>医療的ケアを必要とする者</u>など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設を福祉避難所として指定するものとする。 <u>特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 避難計画の策定等</p> <p>(1) <u>避難指示等の具体的な発令基準</u> 市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等へ周知に努めるものとする。 そして躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>避難計画</u> 市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法 イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>記載の追加（道のチェックリストによる）</p> <p>記載の追加（一般災害編との整合）</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																																																																																																																								
P40 -1	<p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>3 外国人への支援対策</p> <p>市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、<u>外国人住民登録等の</u>様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p>	<p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>3 外国人への支援対策</p> <p>市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p>	外国人登録制度廃止H24.7.9)に伴う修正(道の修正に準拠)																																																																																																																								
P47	<p>第13節 土砂災害予防計画</p> <p>土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 予防対策</p> <p><u>市域内の山間部では、大雨などにより山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域は次のとおりとする。</u></p> <p>土砂災害警戒区域のみ (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>八千代町西1線、西2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>岩内町2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>帯広拓成</td> <td>拓成町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>令和元年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>帯広岩内1</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>帯広岩内2</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>帯広川西</td> <td>川西町西1線、西2線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広西岩戸</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日	2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	<p>第13節 土砂災害予防計画</p> <p>土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 現 況</p> <p><u>本市の土砂災害警戒区域は以下のとおり。</u></p> <p>土砂災害警戒区域のみ (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>八千代町西1線、西2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>岩内町2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>帯広拓成</td> <td>拓成町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>令和元年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>帯広岩内1</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>帯広岩内2</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>帯広川西</td> <td>川西町西1線、西2線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広西岩戸</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 予防対策</p> <p>土砂災害警戒区域等では、大雨などにより山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。</p>	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日	2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	土砂災害警戒区域の指定(R4.2)に伴う記載の追加
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P47	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>3 土砂災害警戒情報の伝達等</p> <p>1 土砂災害警戒情報の概要 <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険が高まった場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、発表する情報である。</u></p> <p>2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準 <u>土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。</u></p> <p>(1) 発表基準 <u>ア 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合。</u></p> <p>(2) 解除基準 <u>ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合。</u> <u>イ 無降雨状態が長時間続いている場合。</u></p> <p>4 土砂災害警戒情報の伝達 <u>市は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民に伝達する。</u></p>  <p>4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生または発生のおそれがある場合の避難施設は、広野小学校、戸蔭林業センター、八千代農業センターとする。ただし、他の災害が複合的に発生または発生のおそれがある状態で、当該避難施設への避難が危険な場合は、他の指定避難所または指定緊急避難場所へ避難するものとする。（資料編1-2 指定緊急避難場所一覧参照）</p>	<p>土砂災害警戒区域の指定（R4.2）に伴う記載の追加</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P53	<p>第16節 業務継続計画の策定 (略)</p> <p>2 事業所の事業継続計画の策定</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第16節 業務継続計画の策定 (略)</p> <p>2 事業所の事業継続計画の策定</p> <p><u>3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保</u> 市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。</p>	記載の追加 (道のチェックリストによる)
P57	<p>第3章 地震応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>2 臨時非常配備態勢</p> <p>大規模地震の発生時刻が夜間や早朝又は休日において、通信の途絶等により非常配備態勢の連絡がとれない場合には、特別非常参集職員が災害対策本部の設置がなされるまでの間、参集職員に応じて必要な配備態勢を順次編成して対処する。</p> <hr/>	<p>第3章 地震応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>2 臨時非常配備態勢</p> <p>大規模地震の発生時刻が夜間や早朝又は休日において、通信の途絶等により非常配備態勢の連絡がとれない場合には、特別非常参集職員が災害対策本部の設置がなされるまでの間、参集職員に応じて必要な配備態勢を順次編成して対処する。</p> <p><u>※特別非常参集職員：本庁舎を起点に2km圏内に居住している本庁舎勤務職員</u></p>	記載の追加
P88 -2	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>4 安否情報の提供 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>4 安否情報の提供 (略)</p> <p><u>(3) 災害時の氏名等の公表</u> ア 北海道 道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。 イ 帯広市 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p>	防災基本計画の修正を踏まえ、災害時の氏名等の公表について、道が「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従うことを明記したことに伴う記載の追加正
P89	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。 なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。 (略)</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。 なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の伝達に努めるものとする。 (略)</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正(道の修正に準拠)

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P90	<p>2 避難措置における連絡及び協力等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>また、市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。</p>	<p>2 避難措置における連絡及び協力等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。<u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（道の修正に準拠）</p>
P92	<p>7 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時及び災害発生の恐れがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。</p> <p>必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する<u>ものとする。</u></p> <p>に、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p>	<p>7 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時及び災害発生の恐れがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。</p> <p>必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p><u>避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>記載の追加 (道のチェックリストによる)</p>
P94	<p>8 避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 運営管理者は、<u>市民福祉部</u>及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたり、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。</p>	<p>8 避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 運営管理者は、<u>災害対策本部</u>及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたり、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。</p>	<p>記載の修正</p>
P94 -2	<p>10 道（十勝総合振興局）に対する報告</p> <p>(1) <u>避難の勧告</u>、指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。(市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。)</p>	<p>10 道（十勝総合振興局）に対する報告</p> <p>(1) 避難指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。(市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。)</p>	<p>災害対策基本法の改正（R3.5）に伴う記載の削除</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P98	<p>第6節 地震火災等対策計画 別表1</p> <p>とがち広域消防事務組合—とがち広域消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 <ul style="list-style-type: none"> 総務企画係 施設整備係 人事給与係 消防救助課 <ul style="list-style-type: none"> 消防係 防災救助係 救急企画課 <ul style="list-style-type: none"> 救急企画係 情報指令課 <ul style="list-style-type: none"> 情報システム係 指令第1係 指令第2係 予防課 <ul style="list-style-type: none"> 予防指導係 危険物係 広報調査係 <p>帯広消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務課 <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 警防課 <ul style="list-style-type: none"> 警防1係 警防2係 救助1係 救助2係 緑ヶ丘出張所 無出張所 大正出張所 川西分遣所 救急課 <ul style="list-style-type: none"> 救急1係 救急2係 普及係 南出張所 東出張所 森の里出張所 指導課 <ul style="list-style-type: none"> 指導1係 指導2係 審査係 <p>帯 広 市—帯広市消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> 本 部 <ul style="list-style-type: none"> 桜華分団 帯広第1分団 帯広第2分団 帯広第3分団 帯広第4分団 帯広第5分団 川西第1分団 川西第2分団 川西第3分団 川西第4分団 川西第5分団 大正第1分団 大正第2分団 庶務部 予防部 庶務部 消防部 予防部 	<p>第6節 地震火災等対策計画 別表1</p> <p>とがち広域消防事務組合—とがち広域消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 <ul style="list-style-type: none"> 総務企画係 施設整備係 人事給与係 消防救助課 <ul style="list-style-type: none"> 消防係 防災救助係 救急企画課 <ul style="list-style-type: none"> 救急企画係 情報指令課 <ul style="list-style-type: none"> 情報システム係 指令第1係 指令第2係 予防課 <ul style="list-style-type: none"> 予防指導係 危険物係 広報調査係 <p>帯広消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務課 <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 警防課 <ul style="list-style-type: none"> 警防1係 警防2係 救助1係 救助2係 柏木台出張所 大正出張所 川西分遣所 救急課 <ul style="list-style-type: none"> 救急1係 救急2係 普及係 南出張所 東出張所 森の里出張所 指導課 <ul style="list-style-type: none"> 指導1係 指導2係 審査係 <p>帯 広 市—帯広市消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> 本 部 <ul style="list-style-type: none"> 桜華分団 帯広第1分団 帯広第2分団 帯広第3分団 帯広第4分団 帯広第5分団 川西第1分団 川西第2分団 川西第3分団 川西第4分団 川西第5分団 大正第1分団 大正第2分団 庶務部 予防部 庶務部 消防部 予防部 	<p>出張所の統合 (R2.7)に伴う 修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P101	別表2 (2) 消防職員・団員及び消防車両	別表2 (2) 消防職員・団員及び消防車両	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="3">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="3">指 揮 車</th> <th rowspan="3">そ の 他 車</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し こ 車</th> <th>屈 折 は し こ 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と か ち 広 域 消 防 局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td> 本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td> 柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 森 の 里 出 張 所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 川 西 分 遣 所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 桜 華 分 団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td></td> <td>±</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 2 分 団</td> <td>31</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 3 分 団</td> <td>31</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 4 分 団</td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 5 分 団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 2 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 3 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 2 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	と か ち 広 域 消 防 局	64								1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2						1			3	南 出 張 所	26	1		1				1			3	大 正 出 張 所	14	1						1			2	東 出 張 所	20	1						1			2	森 の 里 出 張 所	20				1		1				2	川 西 分 遣 所	2									1	1	帯 広 市 消 防 団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7										0	桜 華 分 団	20										0	帯 広 第 1 分 団	35		±	-							1	帯 広 第 2 分 団	31		1								1	帯 広 第 3 分 団	31		1								1	帯 広 第 4 分 団	24		1								1	帯 広 第 5 分 団	22		1								1	川 西 第 1 分 団	25	1									1	川 西 第 2 分 団	26	1									1	川 西 第 3 分 団	24	1									1	川 西 第 4 分 団	26	1									1	川 西 第 5 分 団	20	1									1	大 正 第 1 分 団	35	1									1	大 正 第 2 分 団	24	1									1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="3">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車</th> <th rowspan="3">小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="3">指 揮 車</th> <th rowspan="3">そ の 他 車</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し こ 車</th> <th>屈 折 は し こ 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と か ち 広 域 消 防 局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td> 本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td> 柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 森 の 里 出 張 所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 川 西 分 遣 所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>346</td> <td>7</td> <td>4</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td> 本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 桜 華 分 団</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>±</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 2 分 団</td> <td>29</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 3 分 団</td> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 4 分 団</td> <td>25</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 5 分 団</td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 2 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 3 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 4 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 2 分 団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車	小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	と か ち 広 域 消 防 局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	2	1	6	1	6	6	26	本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	5	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2							1				3	南 出 張 所	26	1		1									3	大 正 出 張 所	14	1							1				2	東 出 張 所	20	1							1				2	森 の 里 出 張 所	20					1		1					2	川 西 分 遣 所	2											1	1	帯 広 市 消 防 団	346	7	4		0	0	0	0	0	0	0	0	11	本 部	7												0	桜 華 分 団	19												0	帯 広 第 1 分 団	35									±			1	帯 広 第 2 分 団	29		1										1	帯 広 第 3 分 団	30		1										1	帯 広 第 4 分 団	25		1										1	帯 広 第 5 分 団	24		1										1	川 西 第 1 分 団	25	1											1	川 西 第 2 分 団	26	1											1	川 西 第 3 分 団	24	1											1	川 西 第 4 分 団	25	1											1	川 西 第 5 分 団	20	1											1	大 正 第 1 分 団	35	1											1	大 正 第 2 分 団	22	1											1	
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数						水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車					高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										は し こ 車									屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		と か ち 広 域 消 防 局	64											1					3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
柏 林 台 出 張 所	24	2						1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
南 出 張 所	26	1		1				1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 出 張 所	14	1						1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
東 出 張 所	20	1						1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
森 の 里 出 張 所	20				1		1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 分 遣 所	2									1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 市 消 防 団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 部	7										0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
桜 華 分 団	20										0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 1 分 団	35		±	-							1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 2 分 団	31		1								1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 3 分 団	31		1								1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 4 分 団	24		1								1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 5 分 団	22		1								1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 1 分 団	25	1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 2 分 団	26	1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 3 分 団	24	1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 4 分 団	26	1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 5 分 団	20	1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 第 1 分 団	35	1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 第 2 分 団	24	1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車	小型 動力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
						と か ち 広 域 消 防 局	64														1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	2	1	6	1	6	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	5	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
柏 林 台 出 張 所	24	2							1				3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
南 出 張 所	26	1		1									3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大 正 出 張 所	14	1							1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東 出 張 所	20	1							1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
森 の 里 出 張 所	20					1		1					2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 分 遣 所	2											1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
帯 広 市 消 防 団	346	7	4		0	0	0	0	0	0	0	0	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
桜 華 分 団	19												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
帯 広 第 1 分 団	35									±			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
帯 広 第 2 分 団	29		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
帯 広 第 3 分 団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
帯 広 第 4 分 団	25		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
帯 広 第 5 分 団	24		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 第 1 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 第 2 分 団	26	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 第 3 分 団	24	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 第 4 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 第 5 分 団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大 正 第 1 分 団	35	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大 正 第 2 分 団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	※令和3年4月1日現在 ※とち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。	※令和4年4月1日現在 ※とち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																																						
P102	<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,741</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td>33</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在</p>	区 分	基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,741	1,826	私設	85	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	33		<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,741</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">132</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td>33</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年4月1日現在</p>	区 分	基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,741	1,826	私設	85	防火水槽	公設	47	132	私設	85	井 戸	公設	33		時点修正
区 分	基 数	合 計																																							
消 火 栓	公設	1,741	1,826																																						
	私設	85																																							
防火水槽	公設	47	130																																						
	私設	83																																							
井 戸	公設	33																																							
区 分	基 数	合 計																																							
消 火 栓	公設	1,741	1,826																																						
	私設	85																																							
防火水槽	公設	47	132																																						
	私設	85																																							
井 戸	公設	33																																							
P157	<p>第24節 住宅対策計画 2 実施の方法 (1) 避難所の設置 市長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第4節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。 (2) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。 (略) オ 規模及び構造、存続期間 (ア) _____ 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。 (イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式_____による2～6連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。 (ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。 (エ) 維持管理 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。 (略)</p>	<p>第24節 住宅対策計画 2 実施の方法 (1) 避難所の設置 市長は、必要により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第4節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。 (2) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。 (略) オ 規模及び構造、存続期間 (ア) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 (イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。 (ウ) 維持管理 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。 (略)</p>	記載の修正（道の修正に準拠）																																						
P158	<p>(3) 住宅の応急修理 ア 対象者 災害により住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者であること。また、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p>	<p>(3) 住宅の応急修理 ア 対象者 災害により住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者であること。また、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p>																																							

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P175	<p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>2 ボランティア団体等の協力 市 _____ 及び防災関係機関は、帯広市社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。 (略)</p> <p>3 ボランティアの受入 市 _____、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。 (略)</p> <p>4 ボランティアの活動 (略)</p> <p>(1) 一般ボランティア ア 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完 イ 給水や給食等避難所での被災者支援 ウ 救援物資の整理・配送 エ 清掃及び防疫の補助 _____ _____</p>	<p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>2 ボランティア団体等の協力 市 <u>(市民福祉部第1救護班)</u> 及び防災関係機関は、帯広市社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。 (略)</p> <p>3 ボランティアの受入 市 <u>(市民福祉部第1救護班)</u>、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。 (略)</p> <p>4 ボランティアの活動 (略)</p> <p>(1) 一般ボランティア ア 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完 イ 給水や給食等避難所での被災者支援 ウ 救援物資の整理・配送 エ 清掃及び防疫の補助 オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 カ 災害応急対策事務の補助</p>	<p>主体の明確化</p> <p>記載の追加 (一般災害対策編との整合)</p>
P176	<p>5 ボランティア活動の環境整備 市 _____ 及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</p> <p style="text-align: center;">受入体系図</p>	<p>5 ボランティア活動の環境整備 市 <u>(市民福祉部第1救護班)</u> 及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</p> <p style="text-align: center;">受入体系図</p>	<p>主体の明確化</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P185	<p>第34節 被災者救護支援</p> <p>(略)</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>(略)</p> <p>(4) 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行う。</p>	<p>第34節 被災者救護支援</p> <p>(略)</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>(略)</p> <p>(4) 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、<u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切手法により実施するものとする。</u></p>	記載の追加 (道のチェックリストによる)
P191	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「<u>推進地域</u>」という。)について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの
P192	<p>第2節 <u>帯広市における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性</u></p> <p>1 <u>想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要</u> 日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、帯広市に著しい被害を生ずるおそれのある地震として<u>想定した根室沖・釧路沖の地震及び十勝沖・釧路沖の地震の500年間隔地震の2つの地震は、いずれもM8クラスの大地震である。</u> <u>このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性がある</u>とされている。</p> <p>2 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性</u> 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が実施した津波浸水予測・被害想定調査結果(H17・太平洋沿岸中部・東部地区)等に基づく被害の特性は、次のとおりである。 (1) <u>揺れに伴う被害</u> 揺れに伴う本道での被害は、十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定では全壊棟数約1,900棟、死者約10人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も1,300棟を超える。 (2) <u>積雪・寒冷地による被害の拡大</u> 地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が增大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。 中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏期の18時に発生した場合の焼失棟数は約1,300棟であるのに対し、冬期の18時に発生した場合の焼失棟数は約14,000棟とな</p>	<p>第2節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u></p> <p><u>施設等の整備については、第2章第2節に準じて行なうものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の管制により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法については、次のとおり定める。</u></p> <p>1 <u>建築物、構造物等の耐震化</u> <u>地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、地震の災害対策の円滑な実施を確保するものとする。</u></p> <p>2 <u>避難場所の整備</u> <u>一時避難場所となる近隣公園においては、規模に応じた施設・設備等を推進するものとする。</u></p> <p>3 <u>避難路の整備</u> <u>避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備を推進するものとする。</u></p> <p>4 <u>消防用施設の整備</u> <u>発災後予想される火災から市民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。</u></p> <p>5 <u>緊急輸送を確保するために必要な道路の整備</u></p>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p>る。</p> <p>3 長周期地震動による被害 <u>2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。</u> <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。</u> <u>苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。</u> <u>また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。</u></p>	<p><u>広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進するものとする。</u></p> <p>6 通信施設の整備 <u>市その他防災関係機関は、第3章第2節の定める情報の収集・伝達に従い、現在、設置している無線の通信施設の拡充・強化及び更新等に努め、円滑な情報伝達体制が確保できるよう整備することを推進するものとする。</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>
P193	<p>第3節 災害対策本部等の設置等</p> <p>1 災害対策本部等の設置 <u>市長は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震と判定される規模の地震（以下「地震」という。）が発生したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに帯広市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</u></p> <p>2 災害対策本部等の組織及び運営 <u>災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法及び帯広市災害対策基本条例に定めるところのほか、第3章第1節「応急活動体制」に準じる。</u></p> <p>3 災害応急対策要員の参集 <u>市内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災にかかわる各種計画に定めるところにより、万全の活動体制をとるものとする。</u> <u>また、市職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するように努めるものとする。</u> <u>その他については、第3章第1節「応急活動体制」に準じる。</u></p>	<p>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>1 避難の確保 <u>(1) 避難計画の作成</u> <u>市は避難対象地区別に次の事項を明らかにした避難計画を作成し、関係地区住民にあらかじめ十分周知するものとする。</u> <u>また、各種防災施設の整備等の状況、又は防災訓練などによる検証を通じて、避難計画の内容を見直していくものとする。</u> <u>ア 地区の範囲</u> <u>イ 想定される危険の範囲</u> <u>ウ 避難場所に至る経路</u> <u>エ 避難指示の伝達方法</u> <u>オ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等</u> <u>カ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車使用禁止等）</u> <u>(2) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、災害時の備えに万全を期するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 避難指示の発令</u> <u>市長は次の点に留意し、発令基準を定め、適切に避難指示を行うものとする。</u> <u>ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき。</u> <u>(4) 避難場所の指定</u> <u>ア 市は耐震性に配慮し、原則として高齢者、子ども、病人、障害者等の災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。</u> <u>イ 市は高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定にあたっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで、建築物を避難場所に指定するとともに、いわゆる人工高台の整備等を進めるものとする。</u> <u>(5) 避難場所の維持・運営</u> <u>ア 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。</u> <u>イ 市は避難場所への災害情報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。</u> <u>ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
		<p><u>2 避難場所における救護</u> <u>避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>ア 収容施設への収容 イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給 ウ その他必要な措置</p> <p><u>(2) 市は上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。</u></p> <p>ア 流通在庫の引き渡し等の要請 イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請 ウ その他必要な措置</p> <p><u>3 災害時要援護者の避難支援</u> 災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。また、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別避難支援プラン等を作成し、避難の支援に努めるものとする。さらに、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。</p> <p><u>(1) 市はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 地震が発生した場合、市町村は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。</u></p> <p><u>4 避難誘導等</u></p> <p><u>(1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市はあらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 市は避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(4) 市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>5 意識の普及啓発等</u> 市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップ等を作成・変更し、広報誌や帯広市ホームページ（SNS 含む）、防災出前講座などの様々な媒体・機会を通じて周知を行う。</p> <p><u>6 消防機関等の活動</u></p> <p><u>(1) 市の措置</u> 市は消防機関が災害からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。</p> <p>ア 情報の的確な収集及び伝達 イ 救助・救急 ウ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
		<p><u>7 水防管理団体等の措置</u> 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。</p> <p>(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</p> <p>(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p>(3) 水防資機材の点検、整備、配備</p> <p><u>8 電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p>(1) 電気</p> <p>ア 夜間の避難時の照明や冬季の暖房の電力確保等が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</p> <p>イ 指定公共機関である北海道電力株式会社帯広支店が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(2) ガス</p> <p>ア ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</p> <p>イ 指定地方公共機関である帯広ガス株式会社などガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(3) 通信</p> <p>ア 電気通信事業者は、災害情報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。</p> <p>イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社北海道東支店が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(4) 放送</p> <p>ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <p>イ 放送事業者は、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等、居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。</p> <p>ウ 放送事業者は、地震等に伴う避難指示等について市から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。</p> <p>エ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、災害情報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。</p> <p>オ 指定公共機関である日本放送協会帯広放送局、並びに指定地方公共機関である北海道放送株式会社帯広放送局、同札幌テレビ放送株式会社帯広放送局、同北海道テレビ株式会社帯広支社、及び同北海道文化放送株式会社帯広支社が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p><u>9 応急復旧等</u> このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第13節から18節に準ずる。</p> <p><u>10 交通対策</u></p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 北海道警察及び道路管理者は、避難路として使用が予定されている区間についての交通規制</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
		<p><u>の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>イ 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 乗客等の避難誘導</u></p> <p><u>鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車等の乗客や駅、空港のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。</u></p> <p><u>なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。</u></p> <p><u>1.1 市自らが管理又は運営する施設に関する対策</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u></p> <p><u>市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 各施設に共通する事項</u></p> <p><u>(ア) 災害情報等の入場者等への伝達</u></p> <p><u>なお、伝達方法等については、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p><u>a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。</u></p> <p><u>b 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。</u></p> <p><u>(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u></p> <p><u>(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u></p> <p><u>(エ) 出火防止措置</u></p> <p><u>(オ) 消防用設備の点検、整備</u></p> <p><u>(カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u></p> <p><u>(キ) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報</u></p> <p><u>イ 個別事項</u></p> <p><u>(ア) 学校等にあつては、次の措置をするものとする。</u></p> <p><u>a 学校等が、市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置</u></p> <p><u>b 特別支援学級などで保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置</u></p> <p><u>c 市から災害時の避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等</u></p> <p><u>(ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置</u></p> <p><u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p> <p><u>ア 災害対策本部又は現地本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <p><u>また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p><u>(イ) 無線通信機等通信手段の確保</u></p> <p><u>(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
		<p><u>1 2 迅速な救助</u></p> <p><u>(1) 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防関係機関等による迅速かつ適切な救助・救急活動の体制は、別に定めるところとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。</u></p> <p><u>(4) 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・消防団の充実を図る。消防団の充実に関する計画は、別に定めるところとする。</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>
	<p>第4節 <u>地震発生時の応急対策等</u></p> <p><u>1 地震発生時の応急対策</u></p> <p><u>(1) 情報の収集・伝達</u> 市は地震発生時の情報収集及び避難指示等における住民等への伝達よ、迅速かつ確実な手段を用いて行うものとする。 また、被災の状況により通常使用している情報伝達網が、寸断されることなども勘案し、国、道、関係機関等との連絡体制を整えるものとする。 その他については、第3章第2節「災害情報等の収集・伝達計画」に準じる。</p> <p><u>(2) 施設の緊急点検・巡視</u> 市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><u>(3) 二次災害の防止</u> 市は、地震による危険物施設等の二次災害防災のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施するものとする。 また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を取るものとする。 その他については、第3章第3節「災害広報・情報提供計画」に準じる。</p> <p><u>(4) 救助・救急・消火・医療活動</u> 市は、地震発生に伴い倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃れたりした被災者を捜索し、または救出して保護するため、救出・救護活動を行うものとする。 また、発災時における被災者の医療及び助産に必要な措置を取るため、医療施設の被害状況を把握した上で、救護活動が可能な施設において実施するものとする。 その他については、第3章第5節「救助救出計画」及び同第6節「地震火災等対策計画」に準じる。</p> <p><u>(5) 物資調達</u> 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請する。</p> <p><u>(6) 輸送活動</u> 市は、災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や応急対策に必要な資機材等を確保するために輸送を行うものとする。 その他については、第3章第9節「輸送計画」に準じる。</p>	<p>第4節 <u>関係者との連携協力の確保に関する事項</u></p> <p><u>1 資機材、人員等の配備手配</u></p> <p><u>(1) 物資等の調達手配</u> ア 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行うものとする。 イ 市は道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後に被災した者に対する、救護のために必要な物資等の供給を要請することができる。</p> <p><u>(2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u> ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、帯広市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</p> <p><u>2 物資の備蓄・調達</u> 物資の備蓄・調達については、防災資機材等整備基準に基づき計画的に整備・管理を行うほか、帯広市地域防災計画（地震災害対策編）第2章第5節に定めるところとする。</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p><u>(7) 保健衛生・防疫活動</u> <u>市は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生するおそれがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。</u> <u>その他については、第3章21節「防疫計画」に準じる。</u></p> <p><u>2 資機材、人員等の配備手配</u> <u>(1) 物資等の調達手配</u> <u>ア 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行うものとする。</u> <u>イ 市は道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後に被災した者に対する、救護のために必要な物資等の供給を要請することができる。</u> <u>(2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u> <u>ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、帯広市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。</u> <u>機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u></p> <p><u>3 他機関に対する応援要請</u> <u>(1) 市内で地震が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、災害対策基本法や、予め締結した協定等に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。</u> <u>(2) 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続によって災害対策本部等から応援協力要請をするものとする。</u> <u>その他については、第3章第28節「広域応援計画」、同第29節「自衛隊派遣要請計画」及び同第31節「災害救助法の適用計画」に準じる。</u></p> <p><u>4 地域防災力の向上</u> <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は広域かつ甚大な被害が予想されるため、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要であるため、市は、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準じて防災活動のリーダー育成、消防団・自主防災組織及びNPO等の充実、企業の防災活動の活性化を図るなど、防災関係機関との連携のもと、地域が一体となって地域防災力の向上に努めるものとする。</u> <u>また、障害者、高齢者、幼児、外国人等の災害時要援護者に対して、第2章第9節「災害時要援護者対策計画」に準じて、情報提供や避難誘導等における災害発生時の対応を強化するものとする。</u></p>		<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>
P196	<p>第5節 <u>円滑な避難の確保に関する事項</u></p> <p><u>1 避難の確保</u> <u>(1) 避難計画の作成</u> <u>市は避難対象地区別に次の事項を明らかにした避難計画を作成し、関係地区住民にあらかじめ十分周知するものとする。</u> <u>また、各種防災施設の整備等の状況、又は防災訓練などによる検証を通じて、避難計画の内容を見直ししていくものとする。</u> <u>ア 地区の範囲</u> <u>イ 想定される危険の範囲</u> <u>ウ 避難場所に至る経路</u></p>	<p>第5節 <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u></p> <p><u>1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u> <u>市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容について、帯広市ホームページや帯広市公式SNS(LINE、Facebook、Twitter)、緊急情報一斉伝達システム等の手段を通じて周知を行う。</u></p> <p><u>2 注意を呼びかける期間</u> <u>市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p>エ 避難の勧告又は指示の伝達方法</p> <p>オ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等</p> <p>カ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車使用禁止等）</p> <p><u>(2) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておく、災害時の備えに万全を期するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難の勧告・指示の発令</u></p> <p>市長は次の点に留意し、発令基準を定め、適切に避難の勧告及び指示を行うものとする。</p> <p>ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき。</p> <p><u>(4) 避難場所の指定</u></p> <p>ア 市は耐震性に配慮し、原則として高齢者、子ども、病人、障害者等の災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。</p> <p>イ 市は高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定にあたっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで、建築物を避難場所に指定するとともに、いわゆる人工高台の整備等を進めるものとする。</p> <p><u>(5) 避難場所の維持・運営</u></p> <p>ア 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。</p> <p>イ 市は避難場所への災害情報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。</p> <p>ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。</p> <p>2 避難場所における救護</p> <p><u>避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>ア 収容施設への収容</p> <p>イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給</p> <p>ウ その他必要な措置</p> <p><u>(2) 市は上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。</u></p> <p>ア 流通在庫の引き渡し等の要請</p> <p>イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請</p> <p>ウ その他必要な措置</p> <p>3 災害時要援護者の避難支援</p> <p>災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。また、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別避難支援プラン等を作成し、避難の支援に努めるものとする。さらに、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。</p> <p><u>(1) 市はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 地震が発生した場合、市町村は（1）に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。</u></p>	<p><u>3 市の取るべき措置</u></p> <p>市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市民等に対し、<u>日ごろからの地震への備えの再確認等、地震への警戒意識を高めることを呼びかける。</u></p> <p><u>(後発地震に対して注意する措置)</u></p> <p>ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日ごろからの地震の備えの再確認</p> <p>イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品などの再確認</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p><u>4 避難誘導等</u></p> <p>(1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) 市はあらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。</p> <p>(3) 市は避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</p> <p><u>5 意識の普及啓発等</u></p> <p>道及び市は居住者等が災害時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</p> <p>このほか、避難対策等については、第2章第8節「避難体制整備計画」、同第9節「災害時要援護者対策計画」、同第15節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第4節「避難対策計画」、同7節「災害警備計画」に準ずる。</p> <p><u>6 消防機関等の活動</u></p> <p>(1) 市の措置</p> <p>市は消防機関及び水防団が災害からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。</p> <p>ア 情報の的確な収集及び伝達</p> <p>イ 救助・救急</p> <p>ウ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等</p> <p><u>7 水防管理団体等の措置</u></p> <p>地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。</p> <p>(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</p> <p>(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p>(3) 水防資機材の点検、整備、配備</p> <p><u>8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p>(1) 水道</p> <p>水道事業の管理者等は、円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。</p> <p>(2) 電気</p> <p>ア 電気事業の管理者等は、円滑な避難を確保するため、情報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。</p> <p>イ 指定公共機関である北海道電力株式会社帯広支店が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(3) ガス</p> <p>ア ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</p> <p>イ 指定地方公共機関である帯広ガス株式会社などガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。</p>		<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p>るによる。</p> <p>(4) 通信</p> <p>ア 電気通信事業者は、災害情報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。</p> <p>イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社北海道東支店が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p>(5) 放送</p> <p>ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <p>イ 放送事業者は、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等、居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。</p> <p>ウ 放送事業者は、地震等に伴う避難指示等について市から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。</p> <p>エ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、災害情報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。</p> <p>オ 指定公共機関である日本放送協会帯広放送局、並びに指定地方公共機関である北海道放送株式会社帯広放送局、同札幌テレビ放送株式会社帯広放送局、同北海道テレビ株式会社帯広支社、及び同北海道文化放送株式会社帯広支社が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p>9 応急復旧等</p> <p>このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第13節から18節に準ずる。</p> <p>10 交通対策</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 北海道公安委員会及び道路管理者は、避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 乗客等の避難誘導</p> <p>鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車等の乗客や駅、空港のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。</p> <p>なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。</p> <p>11 交通応急対策等</p> <p>このほか、地震の発生に伴う交通応急対策等については、第3章第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」に準ずる。</p> <p>12 市自らが管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等</p>		<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p><u>の管理上の措置は概ね次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 各施設に共通する事項</u></p> <p><u>(ア) 災害情報等の入場者等への伝達</u> <u>なお、伝達方法等については、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p><u>a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。</u></p> <p><u>b 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。</u></p> <p><u>(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u></p> <p><u>(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u></p> <p><u>(エ) 出火防止措置</u></p> <p><u>(オ) 水、食料等の備蓄</u></p> <p><u>(カ) 消防用設備の点検、整備</u></p> <p><u>(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u></p> <p><u>(ク) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報</u></p> <p><u>イ 個別事項</u></p> <p><u>(ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</u></p> <p><u>(イ) 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置をするものとする。</u></p> <p><u>a 学校等が、市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置</u></p> <p><u>b 特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置</u></p> <p><u>c 市から災害時の避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等</u></p> <p><u>(ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置</u> <u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p> <p><u>ア 災害対策本部又は災害対策地方本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u> <u>また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p><u>(イ) 無線通信機等通信手段の確保</u></p> <p><u>(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p><u>(3) 工事中の建築物等に対する措置</u> <u>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、地震発生に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。</u> <u>この場合において、地震発生のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため避難に要する時間に配慮するものとする。</u></p>		<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P201	<p>第6節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>施設等の整備については、第2章第1節1に準じて、概ね5か年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の管制により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法については、次のとおり定める。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>建築物、構造物等の耐震化</u> 地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、地震の災害対策の円滑な実施を確保するものとする。 2 <u>避難場所の整備</u> 一時避難場所となる近隣公園においては、規模に応じた施設・設備等を推進するものとする。 3 <u>避難路の整備</u> 避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備を推進するものとする。 4 <u>消防用施設の整備</u> 発災後予想される火災から市民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。 5 <u>緊急輸送を確保するために必要な道路の整備</u> 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進するものとする。 6 <u>通信施設の整備</u> 市その他防災関係機関は、第3章第2節の定める情報の収集・伝達に従い、現在、設置している無線の通信施設の拡充・強化及び更新等に努め、円滑な情報伝達体制が確保できるよう整備することを推進するものとする。 	<p>第6節 <u>防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかわる防災訓練を、第2章第4節に準じて実施するものとする。</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>
P202	<p>第7節 <u>防災訓練計画</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画における内容を熟知するとともに、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2章第4節に準じて実施するものとする。</u></p>	<p>第7節 <u>地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>市職員等に関する教育</u> 市は地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及・啓発を行うものとする。防災知識の普及・啓発は、各部、各室、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 地震及び津波に関する一般的な知識 イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動 2 <u>地域住民等に対する教育・広報</u> 市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確に判断に基づいた行動ができるよう、ホームページ等を通じて発信するほか、防災出前講座や防災訓練等の機会を通じて、特に次の内容について啓発を図るものとする。 	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
		<p><u>ア</u> 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p><u>イ</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p><u>ウ</u> 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p><u>エ</u> 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動</p> <p><u>オ</u> 正確な情報の入手方法</p> <p><u>カ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対応等の内容</p> <p><u>キ</u> 帯広市における急傾斜地崩壊危険箇所等</p> <p><u>ク</u> 帯広市における避難場所等に関する知識</p> <p><u>ケ</u> 市民等自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>
P203	<p><u>第8節 地震防災上必要な知識の普及・啓発及び広報に関する計画</u></p> <p>市は第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準じて防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所等の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な知識及び広報を推進する計画は、次に定めるところによる。</p> <p><u>1 市職員に対する教育</u></p> <p>地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及・啓発を行うものとする。</p> <p>防災知識の普及・啓発は、各部、各室、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p><u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(2) 地震に関する一般的な知識</u></p> <p><u>(3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(4) 職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</u></p> <p><u>(7) 家庭内での地震防災対策の内容</u></p> <p><u>(8) 災害時要援護者に関する知識</u></p> <p><u>2 住民等に対する教育</u></p> <p><u>(1) 市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。</u></p> <p>防災知識の普及・啓発は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p> <p><u>ア</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震に関する知識</p> <p><u>イ</u> 地震に関する一般的な知識</p> <p><u>ウ</u> 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛、防災上取るべき行動に関する知識</p> <p><u>エ</u> 正確な情報の入手</p> <p><u>オ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行（令和4年4月）	修 正 案（令和5年2月）	備 考
	<p>カ <u>各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所に関する知識</u></p> <p>キ <u>各地域における避難地及び避難路に関する知識</u></p> <p>ク <u>避難生活に関する知識</u></p> <p>ケ <u>平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容</u></p> <p>コ <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p>サ <u>災害時要援護者に関する知識</u></p> <p><u>(2) 市、及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>児童、生徒等に対する教育</u> <u>児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。</u> <u>また、児童・生徒等が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の発生を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。</u></p> <p>4 <u>防災上重要な施設管理者に対する教育</u> <u>危険物を取り扱う施設や不特定多数のものが出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。</u></p> <p>5 <u>自動車運転者に対する教育</u> <u>地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。</u> <u>(1) 地震発生時における交通規制の内容</u> <u>(2) 地震発生時における運転者の取るべき措置</u> <u>(3) 地震予知情報等の知識</u></p> <p>6 <u>相談窓口の設置</u> <u>市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。</u></p>		<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>
P205	<p><u>第9節 地域防災力の向上に関する計画</u></p> <p><u>海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る。」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要であるため、地域防災力の向上に関する計画を次のとおり定める。</u></p> <p>1 <u>住民の防災対策</u> <u>(1) 市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</u> <u>(2) 市民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	<p><u>2 自主防災組織の育成等</u></p> <p><u>(1) 市民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 市は自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、市の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。</u></p> <p><u>3 事業所等の防災対策</u></p> <p><u>(1) 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、市、防災関係機関及び地域住民等との連携に配慮し、防災対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。</u></p>		<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更によるもの</p>